

## 富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金交付要綱

令和3年3月31日  
（告示第41号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、在宅テレワークに係る住環境の整備を推進し、市民生活の向上を図るため、在宅テレワークに対応するための住宅のリフォーム又は感染症予防等を行うことで在宅テレワークを円滑に行うための住宅のリフォームを行う者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する既存の建物であって、人の居住の用に供し、附属建築物を含むものをいう。
- (2) 在宅テレワーク 自らが居住する住宅において、毎4週間につき4日以上割合で継続して就業することをいう。
- (3) リフォーム工事 在宅テレワークに対応するため、又は感染症予防等を行うことで在宅テレワークを円滑に実施するため、住宅に対して行う工事（事業者に委託する工事に限る。）であって建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものをいう。

（交付の対象者等）

第3条 この要綱による補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者又は申請者と同一の世帯に属する者（第8条の規定による実績報告書を提出する日において本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）が在宅テレワークを行うため、その居住する住宅に対し、リフォーム工事を行うこと。
- (2) 世帯員全員が本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (3) 賃借人にあつては、住宅の所有者からリフォーム工事を行うことの承諾を得ていること。
- (4) リフォーム工事完了後、申請年度の3月末日までに在宅テレワークを行うこと。

2 補助金の交付は、一の住宅につき1回限りとする。

3 第5条の規定により申請しようとするリフォーム工事がテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱（令和2年静岡県告示第775号の2）の規定による補助を受けていないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助の対象及び補助額は、別表第1及び別表第2に定める額を合算して得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 リフォーム工事に要した経費の算定において、別表第2に定める工事に係る経費は、別表第1に定める工事に係る経費を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、リフォーム工事の着手前に、富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書（第2号様式）
- (2) 在宅テレワークが勤務先において実施可能であることを証する書類
- (3) 世帯員全員の市税完納証明書
- (4) リフォーム工事の見積書の写し
- (5) リフォーム工事の着工前の写真
- (6) リフォーム工事の内容がわかる図面
- (7) 賃借人にあつては、リフォーム工事を行うことに係る所有者の承諾書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（変更の承認申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金変更申請書（第4号様式）に第5条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の変更を承認したときは、富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金変更承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、リフォーム工事が完了したときは、その完了の日から

起算して60日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に要した経費が分かる領収書等の写し
- (2) リフォーム工事の完了後の写真
- (3) リフォーム工事の完了後の在宅テレワークの実績がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき、又は第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金交付取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けている者に対する補助金の交付については、この要綱は、なおその効力を有する。

附 則（令和3年10月26日告示第168号）

この要綱は、公示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助の対象		補助額
区分	工事の内容	
在宅テレワークのための工事	1 住宅に備え付ける机又は棚を設置する工事	補助の対象工事に係る経費に2分の1を乗じて得た額
	2 住宅に間仕切り又は扉を添え付け、在宅テレワークを行う空間を確保する工事	
	3 在宅テレワークを行う空間に新たに照明、コンセント（エアコンを使用するためのコンセントを除く。）等を設置する工事	
	4 在宅テレワークを行う空間に新たにエアコンを上記1から3までのいずれかの工事と併せて設置する工事	
	5 上記3又は4に必要な電気等配線工事（住宅内の配線に限る。）	

別表第 2 (第 4 条関係)

補助の対象		補助額
区分	工事の内容	
別表第 1 の工事とともに も行う工事	住宅の玄関又は玄関に接する廊下に手洗場を設置する工事	補助の対象工事に係る経費に 3 分の 1 を乗じて得た額
	住宅の玄関の扉を通風口付きの扉に改修する工事	
	住宅の玄関に上着を収めるための収納その他これに類するものを設ける工事	
	住宅の玄関にインターフォンを設置する工事	
	住宅に換気扇を設置する工事	
	住宅に固定式宅配ボックスを設置する工事	
	住宅にサンルームその他これに類するものを設置する工事	
	住宅に縁側を設置する工事	
	花壇その他これに類するものを設置する工事	
	住宅の玄関又は玄関に接する廊下の内装又は扉を抗菌仕様に変更する工事	
	運動を行うための設備の設置工事	